

第5章 計画の推進及び評価体制

第5章 計画の推進及び評価体制

第1節 計画の推進体制

1 行政の推進体制

本計画は、北海道の医療計画と介護保険事業支援計画の整合性を図りながら、地域包括ケアシステムを推進していくこととしています。また、府内においては、保健・医療・福祉・まちづくり・防災などの関係各課が緊密に連携し取り組みを推進します。

2 関係団体や地域との連携

本計画を推進するため、介護サービス事業者や医療機関、社会福祉協議会、民生委員、ボランティアなどの地域の関係団体と、情報の共有化と連携の強化を図り、高齢者を支えながら過ごせるような体制づくりを推進します。

3 計画の周知

本計画の周知を図るため、広報誌やパンフレット、ホームページ上で公表するなど多様な媒体を通じて、情報発信・広報活動を行なっていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の適正かつ円滑な実施を図るために、置戸町地域ケア全体会議において、計画の進捗状況の点検及び評価を実施します。

